



熊本県公報

号外 第 4 5 号
令和 8 年(2026 年)
9 月 4 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (人事課) 1
- 登 載 依 頼**
- 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1
- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則…………… (“ ”) 2

規 則

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和 8 年 9 月 4 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第 3 2 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 8 年熊本県条例第 3 号）附則第 3 号に掲げる規定の施行期日は、令和 8 年 1 0 月 1 日とする。

登 載 依 頼

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 8 年 9 月 4 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 2 2 号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和 3 3 年熊本県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項第 2 号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは一般職員給与条例第 1 0 条第 6 項及び県立学校給与条例第 1 1 条第 6 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。
第 4 条第 1 項中「こと」の次に「若しくは第 1 6 条の 2 に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。
第 8 条第 1 項第 1 号ア中「第 1 0 条第 9 項」を「第 1 0 条第 1 0 項」に、「第 1 1 条第 9 項」を「第 1 1 条第 1 0 項」に改める。
第 8 条の 3 第 2 号中「第 2 号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に一般職員給与条例第 1 0 条第 6 項第 1 号及び県立学校給与条例第 1 1 条第 6 項第 1 号に定める額を加算した額）」を加え、同条第 3 号中「及び県立学校給与条例第 1 1 条第 3 項第 2 号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあっては、その額に一般職員給与条例第 1 0 条第 6 項第 1 号及び県立学校給与条例第 1 1 条第 6 項第 1 号に定める額を加算した額）」を加える。
第 1 3 条第 3 項中「第 1 6 条の 2 第 4 項」を「第 1 6 条の 5 第 4 項」に改める。
第 1 6 条第 1 項第 2 号中「この項」を「この条及び次条」に改め、同条第 2 項第 2 号ア中「当該事由の発生等の直前の住居」を「前項第 1 号ア若しくはイに掲げる事由の発生の直前の住居又は同項第 2 号に規定する配偶者の住居」に改める。
第 1 6 条の 2 第 4 項中「第 1 0 条第 7 項」を「第 1 0 条第 8 項」に、「第 1 1 条第 7 項」を「第 1 1 条第 8 項」に、「除く。」並びに「を」を「除く。」に改め、「合計額」の次に「並びに一般職員給与条例第 1 0 条第 6 項第 1 号及び県立学校給与条例第 1 1 条第 6 項第 1 号に定める額」を加え、同条を第 1 6 条の 5 とする。

第16条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第16条の2 一般職員給与条例第10条第6項及び県立学校給与条例第11条第6項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(3) その利用について職員の配属若しくは一般職員給与条例第8条第2項及び県立学校給与条例第9条第2項に規定する若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

(4) 職員が通勤に使用する自動車等を駐車するために勤務公署を管理する者から使用を許可された施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であるとして人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第16条の3 一般職員給与条例第10条第6項及び県立学校給与条例第11条第6項の人事委員会規則で定める職員は、第8条の3第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第16条の4 一般職員給与条例第10条第6項及び県立学校給与条例第11条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第17条の2第1項中「第10条第8項」を「第10条第9項」に、「第11条第8項」を「第11条第9項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項中「第10条第8項」を「第10条第9項」に、「第11条第8項」を「第11条第9項」に改める。

第17条の3第1項中「第10条第9項」を「第10条第10項」に、「第11条第9項」を「第11条第10項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年9月4日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第23号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「掲げる額」の次に「(一般職員給与条例第10条第6項及び県立学校給与条例第11条第6項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするものである場合は、238円を超えない範囲で1日当たりの駐車場等の料金に相当する額を加えた額。次項において同じ。)」を加え、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上又は自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のものであつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるもの(以下「例外的距離」という。)の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 1日当たり運賃等相当額及び自動車等の使用距離区分に応じ、別表第4に掲げる額の合計が7,142円以下の場合 第1項第2号アの額及び前項に定める額の合計額

イ 1日当たりの運賃等相当額及び自動車等の使用距離区分に応じ、別表第4に掲げ

- る額の合計が7,142円を超える場合 7,142円に1月当たりの実際に勤務した日数を乗じて得た額
- (2) 前号以外の会計年度任用職員のうち、1日当たりの運賃等相当額が前項に定める別表第4に掲げる額以上であるもの 第1項第2号に定める額
- (3) 第1号以外の会計年度任用職員のうち、1日当たりの運賃等相当額が前項に定める別表第4に掲げる額未満であるもの 同項に定める額
- 附 則
- この規則は、令和8年10月1日から施行する。